

幸区南加瀬障害福祉サービス事業所等設置・運営に係る資格審査要項の質問に対する回答について

「幸区南加瀬障害福祉サービス事業所（令和5年3月開設予定）設置運営に係る募集要項」に基づき、令和元年12月16日（月）から12月27日（金）までに受付けた質問について、次のとおり回答します。

● 質問期間中に受付けた質問と回答

質問1	事業概要において「障害者通所施設「つくし」の老朽化に伴う建替えを行うものです。」と記載がありますので、既に老朽化に伴う建替えの必要性は確定しているものと思われます。 資格審査書類としてあらためて「非木造社会福祉施設老朽度調査表（様式3）」を提出する必要がありますか。
回答	建替えの必要性を含め審査をするため提出して下さい。「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画・第1次実施計画」に規定しておりますのでP82を御確認下さい。
質問2	事業概要（3）クで「想定延床面積800㎡程度」と示されていますが、計画にあたりこの延床面積は必須条件ですか。800㎡に満たない計画でもよろしいですか。 現在つくしの延床面積は646.53㎡です。この土地に800㎡程度の建物にするためには、駐車スペース等を踏まえると3階建になる可能性が高くなります。3階建以上は杭を深く打ち込んだり、構造の強度を高めたりする必要があるため、建築費が高くなる可能性があります。
回答	必須条件ではありません。また、延床面積の最低条件もありませんが事業に必要な面積を確保して下さい。但し、建設費の補助金額の上限額は385,000円/㎡×延床面積×3/4が上限額となります。

川崎市健康福祉局

総務部 施設課
障害保健福祉部 障害計画課

電話 044-200-0458
E-mail:40sisetu@city.kawasaki.jp